

**改正**

令和 6 年 3 月29日 条例第11号

奈良市指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例

(趣旨)

**第 1 条** この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第24条の 9 第 3 項において準用する法第21条の 5 の15第 3 項第 1 号並びに法第24条の12第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等について定めるものとする。

(定義)

**第 2 条** この条例において使用する用語の意義は、法及び児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第16号。以下「指定障害児入所施設等基準」という。）において使用する用語の例による。

(指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等)

**第 3 条** 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等は、次条から第12条までに定めるもののほか、指定障害児入所施設等基準の定めるところによる。

(暴力団の排除)

**第 4 条** 指定障害児入所施設等は、その運営に当たっては、奈良市暴力団排除条例（平成24年奈良市条例第24号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団を利することとならないようにしなければならない。

(申請者の要件)

**第 5 条** 法第24条の 9 第 3 項において準用する法第21条の 5 の15第 3 項第 1 号の条例で定める者は、法人とする。

(管理者の特例)

**第 6 条** 指定障害児入所施設等の管理者は、常勤とする。

(居室等の安全性の確保)

**第 7 条** 指定障害児入所施設等の配置、構造及び設備は、障害児の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の障害児の保健衛生及び防災その他の障害児の安全について十分考慮されたものでなければならない。

(食事の特例)

**第8条** 指定障害児入所施設等は、食事の提供に当たっては、旬の食材や郷土食を取り入れる等、障害児の食べる意欲の維持及び向上を考慮した献立の工夫に努めなければならない。

(勤務体制の確保等の特例)

**第9条** 指定障害児入所施設等は、従業者に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。

(非常災害対策の特例)

**第10条** 指定障害児入所施設等は、非常災害に備えるために定期的を実施する避難訓練、救出訓練その他必要な訓練の実施に当たっては、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

2 指定障害児入所施設等は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない。

(衛生管理等の特例)

**第11条** 指定障害児入所施設等は、感染症の発生及びまん延の防止に必要な衛生用品の備蓄に努めなければならない。

(報告)

**第12条** 指定障害児入所施設等は、サービスの向上に関する施策の推進を図るため市長が別に定めるところによりそのサービスの状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。

(委任)

**第13条** この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

(施行期日)

**第1条** この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(指定障害児入所施設等基準の規定の引用に関する経過措置)

**第2条** 第3条の規定の適用に関する経過措置は、指定障害児入所施設等基準附則及び指定障害児入所施設等基準を改正する省令附則に規定する経過措置の例による。

附 則 (令和6年3月29日条例第11号)

この条例は、令和6年4月1日から施行する。(後略)